

## ショベルローダー仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課  
(担当 神農、麻生 電話 075-222-3964)

### 総則

- (1) 契約希望者は、本仕様書の内容を十分に確認し、理解した上で応札すること。契約締結後の異議申立ては認めない。
- (2) 車両の製作に当たっては、本市の収集作業及び整備作業が容易かつ簡便であり、確実かつ安全に実施できる構造とすること。
- (3) 本件については、京都市公用車購入車種指定制度の除外規定を適用する。

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、次に示す車両に適用する。

- (1) 年式  
令和8年以降に製造された車両
- (2) 形式  
ショベルローダー
- (3) バケット容量  
2.0 m<sup>3</sup>以上
- (4) 最大荷重  
最大リーチ時500 kg以上、標準作業時1,200 kg以上
- (5) 最大牽引力（前進時）  
47 kN以上
- (6) 燃料  
軽油（ディーゼル）
- (7) 定格出力  
55 kW以上
- (8) タイヤ  
前輪ダブルタイヤ
- (9) その他  
パワーステアリングを有すること。
- (10) 使用区分  
本車両は構内作業用車両とし、道路運送車両法に基づく自動車登録は行わず、ナンバープレートは装着しないものとする。

## 第2条 改造及び仕様

改造部分は次のとおりとする。(詳細は別途指示する。)

- (1) 前後輪すべてをパンクレスタイヤとすること。
- (2) バケット刃先は、アスファルト舗装面との接触及び摩耗に耐え得る十分な強度を有し、Wエッジ仕様とすること。
- (3) アップライトマフラーを装着すること。
- (4) エアコン付キャビンとすること。
- (5) ダンピングクリアランスは、最大リーチ時において3, 120mm以上とすること。
- (6) 乗降ステップには十分な滑り止め対策を施すこと。
- (7) サスペンションシートを装備すること。
- (8) 運転席から前輪タイヤの位置を明確に確認できる構造とすること。

## 第3条 検査及び納入費用

- (1) 契約業者は、本市が実施する完成検査を受けなければならない。
- (2) 検査場所は、本市が指定する場所とする。
- (3) 検査の結果、不合格となった場合は、契約業者の負担により必要な是正を行い、再検査を受けること。
- (4) 車両回送費その他納入に要する一切の費用は、契約業者の負担とする。

## 第4条 提出書類

契約業者は、車両納入の前後に次の書類を提出すること。

- (1) 車両全体図 2部
- (2) 改造内容検討書 2部
- (3) 取扱説明書、修理説明書及び部品カタログ 各2部
- (4) 写真(前後左右、カラー) 2組
- (5) その他、本市が必要と認める書類

## 第5条 塗装

- (1) 標準色により全塗装を行うこと。
- (2) 車体側面に市章及び「京都市環境政策局」を表示すること。

## 第6条 付属品等

- (1) 取付付属品
  - ア 消火器(ABC粉末)及び赤旗を装備すること。
  - イ 音声式バックブザーを取り付けること。
  - ウ バックミラーを装備すること。
  - エ ヘッドランプ及び後方作業灯を装備すること。
  - オ 計器類(車速又は走行表示、アワーメータ、燃料計及び水温計)

カ 警告灯類（油圧、充電、ブレーキ）

キ 油圧ホース保護蛇腹

ク 黄色回転灯

ケ 室内灯

コ エアコン

サ 工具箱（キャビン内）

(2) 付属品

ア 保安用発煙筒 2本

イ 補修用塗料 3.5L

ウ 標準工具一式

エ 洗車用具一式（洗車ブラシ、セーム革タイプタオル）

第7条 納入時整備

納入時に十分な点検整備を行うこと。

第8条 納入場所及び期限

(1) 納入場所は南部クリーンセンターとする。

(2) 納入期限は令和10年3月31日までとし、具体的な納入日は本市と協議の上決定する。

第9条 保証

(1) 納入後1年以内に製造上又は施工上の瑕疵に起因して発生した不具合については、受注者の負担において修理又は交換を行うこと。

(2) 製造上の欠陥が判明した場合は、前号の期間経過後であっても受注者の責任において対応すること。

(3) 補修部品については、納入後10年以上供給できる体制を確保すること。

第10条 その他

契約締結後、速やかに仕様内容の確認を行うこと。仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市の指示に従うこと。